

# 14 町で収集・取扱いしないごみ

町で収集・取扱いしないごみは、廃棄物処理業者・販売業者・製造業者・施工業者などに引き取りを相談（依頼）してください。

## 危険物・適正処理困難物（処理できないごみ）

●家電5品目（P25：家電リサイクル対象製品の処分方法を参照）  
（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）

●パソコン（P25：家庭用パソコンの処分方法を参照）

●不燃性粗大ごみ

ゴルフセット、折りたたみ椅子、スキー板、スノーボード、スーツケース、草刈り機、脚立、エレキギター、エレキベース、ピアノ・オルガン、耐火金庫 など

●処理困難物

タイヤ、自転車、オートバイ、ミニバイク、バッテリー、自動車・バイクの部品、スキー板類、ストーブ、ファンヒーター 大型機械類（農耕具等）など

●危険物

LPガスボンベ、消火器、ドラム缶、塗料・ラッカー・シンナー類、廃油、劇薬、農薬、医療性廃棄物（注射器注射針、点滴パック・ゴム管等）など

●家屋の改造、解体等による廃材

がれき類、ふすま、障子、流し台、洗面台、風呂釜、便器、トタン板、スレート等の石綿製品、瓦、壁天井材等、ブロック、レンガ、石、砂、土 など

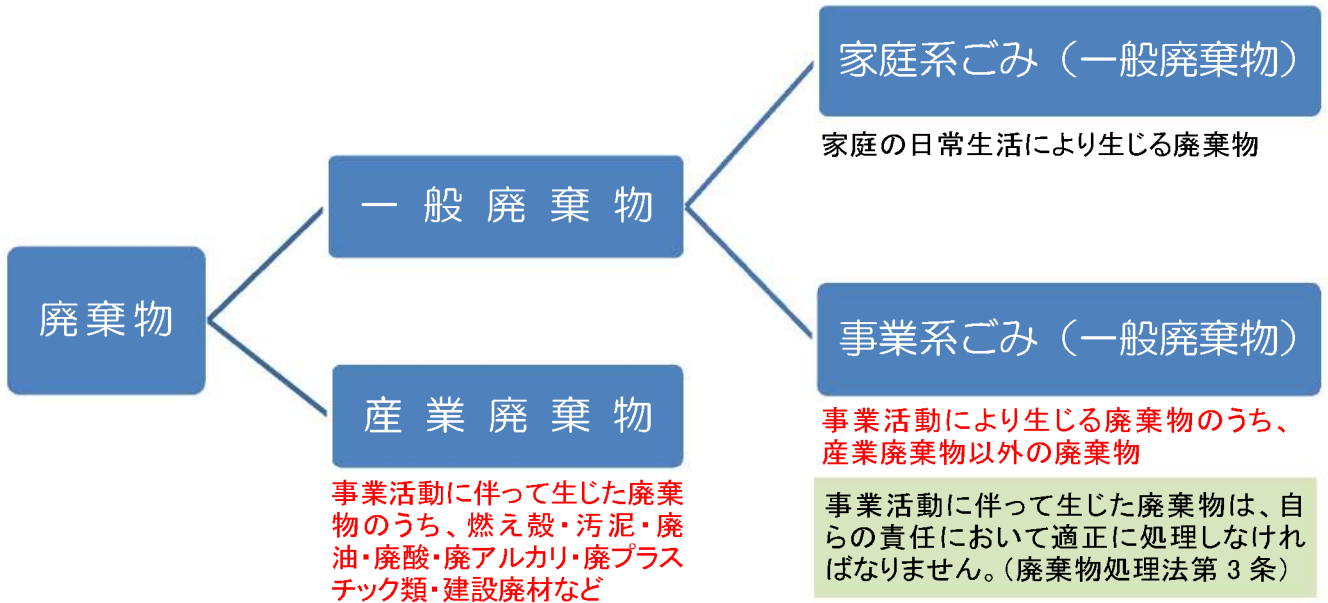


### 町では収集（処理）できないごみの主な相談窓口

ごみの種類	主な処理相談窓口
粗大ごみ 処理困難物	購入店・販売店、JA または製造元 甘楽町一般廃棄物収集運搬許可業者（P33 参照）
危険物	購入店・販売店、JA または製造元
医療性廃棄物（使用済みの注射器など）	交付を受けた医療機関や薬局など
家屋の改造、解体等による廃材	請負業者等に相談する。

# 事業系[会社・店舗など]のごみ（一般廃棄物）

- 商店・飲食店・事務所・工場などの事業活動に伴って出るごみ（事業系ごみ）は、行政区内のごみ収集場所には出せません。
- 自らの責任において適正に処理してください。



## 自己処理方法

商店・飲食店・事務所・工場などで事業活動に伴って発生したごみは自己処理が義務づけられています。収集場所へは出せませんので、次のいずれかの方法で適正に処理してください。

- 事業者自ら、町の許可を受けて、下記の処理施設（有料）に搬入する。  
可燃ごみ： 富岡市清掃センター Tel 0274-62-2823  
※許可について、詳しくは、町 住民課 環境係（Tel64-8315）にお問い合わせください。
- 町の一般廃棄物収集運搬許可業者（P33 参照）と契約（有料）して処理する。
- 資源になるものは資源回収業者へ依頼する。

事業系ごみの「可燃ごみ」は、町の許可業者に依頼するか、町を通して富岡市清掃センターに登録して、事前予約を行い、自己搬入する方法があります。

なお、産業廃棄物は搬入できません。

詳しくは、甘楽町 住民課 環境係（Tel64-8315）へご相談ください。

